様式第16号（第2面）　（日本工業規格A列4）

8 変更の内容			
変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
① 許可の有効期間			年　月　日
（ふりがな） ② 氏名又は名称			年　月　日
③ 住所	〒（　　） （　　）　－	〒（　　） （　　）　－	年　月　日
（ふりがな） ④ 代表者の氏名 （法人の場合）			年　月　日
役員の氏名及び住所 ⑤ （法人の場合）	（ふりがな） 氏名 住所	（ふりがな） 氏名 住所	年　月　日
（ふりがな） ⑥ 事業所の名称			年　月　日
⑦ 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－	〒（　　） （　　）　－	年　月　日
雇用管理責任者の氏 ⑧ 名及び住所	（ふりがな） 氏名 住所	（ふりがな） 氏名 住所	年　月　日
備考			
⑨ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設			
イ	（ふりがな） 事業所の名称		
ロ	〒（　　） 事業所の所在地	（　　）　－	
ハ 雇用管理責任者の氏名、職名及び住所			
氏名（ふりがな）	職名	住所	備考

様式第十八号（第1面）、様式第十九号（表面）及び様式第二十号（表面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

様式第二十号（裏面）中「第26条第1項、第48条第2項及び」を「第23条第3項及び第5項、第23条の2、第26条第1項、第30条第2号、第34条の3第2項、第35条の4、第40条の6、第48条第2項及び第3項並びに」に、「労働者派遣法第31条」を「労働者派遣法第30条の2第1項」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（港湾労働法施行規則の一部改正）

第八条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第二十三条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第二項中「労働者派遣法施行規則第十九条ただし書」を「労働者派遣法施行規則第十九条ただし書」に改める。

様式第六号（表面）、様式第十号（第1面）、様式第十一号（表面）及び様式第十三号（第1面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

様式第十三号（第1面）記載要領2中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

様式第十四号（表面）及び様式第十五号（表面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

様式第十五号（裏面）中「the Law Concerning Securing the Proper Operation of Worker Dispatching Undertakings and Improved Working Conditions for Dispatched Workers」を「the Law Concerning Securing the Proper Operation of Worker Dispatching Undertakings and Protecting Dispatched Workers」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改め、同表労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

別表第二高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改め、同表労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

別表第三労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。